

広報 NO. 66

こども

ラーメン



保育園おわかれおゆうぎ会（こどもラーメン屋）

## おわかれの おゆうぎ会

今年はじめて通年制をはじめてから、早いものでもうおわかれの日が来てしましました。

去る3月8日午前10時から鹿部保育園において行なわれ、この日のために子供たちは一生けんめい練習しました。

子供たちがこんなに成長した姿をお母さん方は目を細めてたのしそうに見ていました。

4月に小学校1年生として入学する児童をお持ちのお父さんお母さん、子供たちがより一層成長する姿をおおらかに見守ってあげて下さい。

## 3月号



## 対話ある行政を

### 村長就任あいさつ

鹿部村長 川 村 秀 次

私このたびの村長選挙に当り、村民の厳正なる審判をいただき村長に当選させていただきましたことは私の生涯にとって忘れることができない感激を心中深くぎみこんでおるわけでございます。

これひとえに議員の皆さんはじめ、村民多数の力強い、かつ心あたたまるご支援の賜と衷心より厚くお礼申しあげるとともにここに村長就任の挨拶のできることをこの上もなく光榮と存じております。今改めて村長という職務の重大さと村政執行者としての責任を深く感ずるとともに今後与えられた任期を村民のための村政を全うすべく決意を一層強めておるわけでございます。

私が今後村政を執行するための基本的な考え方、及び抱負等につきましては、選挙戦中、るる申し上げて参りましたが、村政はあくまでも村民のためのものであるという極めて常識のことから村民とともに歩む村政を執行する所存でございます。

そのためには村話行政を基調とし、地域住民の生の声を卒直に聞きそれを速やかに村政に反映し、

よりよい村づくりを強力に進めて参ります。

施策につきましては当村の産業形態を考えた場合、何としても漁業振興を第1義として考えており、するために事業団体であるところの漁業協同組合と共に連携を密にしながら積極的、かつ前向きの姿勢で進めていきます。

次に村の発展に連なる人づくりの基盤であるところの教育の振興充実に前向きの姿勢で取り組んで参ります。

又時代の趨勢に伴い最近住民の福祉優先が強く呼ばれております。当然のことながら住民の福祉向上の施策も強く進めて参ります。更には住民生活に密着したところのあらゆる面の環境の整備、保健衛生の確立、民間資本導入によっての観光開発についてもゆるがせにすることなく進めて参る所存でございます。

そこでこれら諸々の施策を強力に遂行し又関連する懸案事項の早期解決を図るためになんとしても住民の代表である議員皆さんの強い御鞭撻と暖かいご協力をお願いするわけでございます。

たとえ言葉で恐縮でございますが皆さんが耳にされたことあるかと思いますが、執行機関と議決機関、いわゆる理事者と議会は車の車輪の如しといわれております。申しあげるまでもなく車というものは一方が強くとも、弱くともその機能が発揮できません。従いまして常に両方が対等の力を保ちながら歩んでいってこそ真の民主政治であると固く信じております。

私はよりよい村政を執行するためにも、私と同様住民の厳正なる審判を得て住民の代表として選ばれました良識ある皆さんと互に信頼し合い協力し合って歩む姿勢はかえておりません。

新らしい鹿部村の発展のため、そして五千村民の幸せを願う眞の意味での行政、内政の充実した行政この上もなく村民から信頼される村政を進めるために今後、議員皆さんの特段のご指導ご鞭撻そしてご協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

誠に粗辞でございますがこれをもって村長就任のご挨拶と致します。

(2)

## 議長就任にあたって



村議会議長

船 橋 竹治郎

このたび不肖はからずも議員の皆さまがたのご推挙によりまして村議会議長の要職につくことになりましたことは、私の身に余る光栄であります、衷心から感謝感激をいたしております。

私は、本村議会議員としてその経験も浅く、また浅学非才であります、その器ではないことをよく承知いたしているのでありますが、せっかくのご推挙を受けましたからには、皆様がたの厚いご援助とご鞭撻を以て、村政の推進と円滑な議会運営のために懸命の努力を傾注いたし、皆様のご期待に沿いたいとかたく覚悟いたしております。

地方自治法施行以来、わが鹿部村議会は議権の伸張と村民の福祉増進を目指して堅実な歩みを続

てまいりましたが、目下当面する村政には、なお幾多の重要な案件が山積いたしておりますのであります、これが解決には今後一段の努力を要し、議決機関の使命はいよいよ重大であると痛感するのであります。

つきましては、不肖及ばずながら議員各位の意のあるところは申すに及ばず、五千村民の総意を十分尊重のうえ、村政の運営に挺身し皆様のご厚情にお報いいたしたいと念じております。

何とぞ皆様のいっそうのご援助ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、はなはだ簡単であります、村広報紙上をかりまして私の議長就任のごあいさつといたします。

こうほう しかべ

昭和48年

## 第1回村議会臨時会

昭和48年鹿部村議会第1回臨時会は2月23日午前10時より開議され、議長選挙、議席の指定後会期を同日1日として決定、副議長、常任委員、常任委員長、副委員長などそれぞれ選任しました。

議事の内容は次のとおりです。

### 〔議長選挙〕

任期満了に伴なう一般選挙後、初の議会であるところから、投票による議長選挙が行なわれ、次のように決まりました。

議会議長 船橋竹治郎

### 〔議席の指定〕

議場の議員席は議長席に向ってU字型にきめられ、1~16までの議席の指定がされました。

(別表参照)

### 〔副議長の選挙〕

副議長の選挙は議長と同様全員の投票によって選任され、次のように決まりました。

副議長 佐藤友一

### 〔常任委員の選任〕

総務常任委員、建設常任委員、産業常任委員の各委員の選任は全議員投票により5名連記をもって上位投票を5名づつ選任し、別表のとおり決定いたしました。

### 〔常任委員長及び副委員長の選任〕

各委員会の正副常任委員長の選には各委員(5名)によって選任され、別表のとおり決定いたしました。

### 〔茅部地区じん芥処理組合議会議員選挙〕

茅部郡下三ヶ町村(森町、砂原町、鹿部村)共同事業であるじん芥処理について、一部事務組合方式による組合議会を設立したところであります。これにともないこの議会議員として村議会より次の者を選挙しました。

吉 武夫 議員

高橋 浅雄 議員

平沢 浩 議員 以上3名

### 〔議案〕

#### ▷監査委員の選任について

議会選出の監査委員について任期満了に伴ない議会より次のとおり選任いたしました。

渡部 良次 議員

#### ▷昭和47年度鹿部村一般会計補正予算専決処分報告承認について

昭和47年度鹿部村一般会計補正予算について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので議会への報告を行ないその承認を得たものです。

このことにより才入才出それぞれ1,300千円を追加し、才入才出それぞれ638,620千円となりました。その主な内容は

(才入)

5款 地方交付税 1,300千円  
追加

(才出)

6款 農林水産業費 3項水産業費の漁港建設費について1,300千円を補正したもので、これは鹿部漁港深浅測量調査1,000千円、本別漁港深浅測量調査事業費300千円追加したものです。



こうほう

しかべ

# 議長に船橋竹治郎氏

## 副議長は佐藤友一氏が就任

### 議席と議会構成

議席	所属委員	氏 名	附 記
1番	建 設	葛 西 定 晴	
2	総 務	川 村 三 郎	
3	産 業	平 沢 浩	
4	建 設	根 本 五 郎 男	
5	建 設	高 橋 浅 雄	委 員 長
6		船 橋 竹 治 郎	議 長
7	建 設	川 村 宗 十 郎	
8	総 務	毛 利 武 藏	副 委 員 長
9	総 務	高 田 春 吉	
10	総 務	吉 武 夫	委 員 長
11	産 業	西 谷 正 昭	副 委 員 長
12	産 業	渡 部 良 次	
13	産 業	松 川 義 雄	委 員 長
14	総 務	佐 藤 友 一	副 議 長
15	産 業	坂 井 勇 之 進	
16	建 設	山 口 繁 秋	副 委 員 長

# ●林野火災をなくそう

## 林野火災予防運動期間

4月1日～6月10日まで

これから山に烟に出かける機会が多くなりますが、この期間は最も山火事などが発生するときです。緑の山を火災から守るために今年も又、林野火災の予消防対策の重点事項を定め、山火事予消防の万全を期するものです。

### ◎林野火災予防強調運動期間の設定

実施期間 4月1日～6月10日  
強調期間 4月10日～5月20日

### ◎山火事予防の普及宣伝

○広報車による普及宣伝 渡島管内各町村を広報車「こだま」号による宣伝運行をします。本村は4月16日に運行される予定です。  
○航空機による宣伝飛行も行ないます。  
セスナー機による宣伝飛行を次のように行ないます。

(4)

(4月22日より5月6日まで  
のうち5日間、各市町村での宣伝飛行を行ないます。)

- テレビ、新聞、広報紙による宣伝
- ポスターによる宣伝  
(小学校児童によるポスターの募集など)
- 有線放送による宣伝など各町村に応じた宣伝を行なうものです。

### ◎予消防対策のために

過去における山火事の発生状況からみて、とくに民有林野からの発生が非常に多くありました。このことから次の事項に対し、皆さんの協力をお願いします。  
○火入許可を必ず受けよう  
○烟、造林地地帯による火入れは必ず役場産業課に届けま

しょう。届出には印鑑が必要です。

○林野火災の危険期(4、5、6月の危険期間)中の火入れは極力避けたいものですが、この期間中に火入れを実施するときは、警報発令、又は気象状況が急に変化するときなどには中止するようにしましょう。

○火入れ跡地の完全な消火を図り、責任者が必ず確認しましょう。  
▷入林するときも許可を山菜採取、ハイキングなどの目的などで入林する人は、事前に役場、林務署駐在所、巡視員などに届出をし、許可を受けましょう。  
▷造林地地帯のための火入国、道有林地と隣接している

## 入林を制限いたします

函館林務署鹿部事業所

本年も4月から6月までの山火事危険期間中は、山火事予防とその他の事故防止のため、下記の道有林入口附近に通行柵を設け、一般入林者の入林を制限いたしますのでお知らせいたします。

1. 常呂川 山火事予防と土木工事のため
2. 雨鱒川 タ
3. 精進川 タ

場所が1キロメートル以上の火入れは、国、道有林との協議が必要です。

▷バスや汽車の窓からのタバコの投げ捨てはやめよう。  
観光バスや汽車、自家用車などの窓から投げたタバコが原因で山火事が発生した例は数多くあります。このようなことは絶対にやめましょう。  
▷薬剤使用に対する予防対策を林野内における塩素酸ソーダー除草剤などの使用が減少し

つつありますが、散布にあたっては少なくとも1ヶ月間火気との接触をさけ「入林禁止」の立札を立てて注意を喚起しましょう。

▷機械力導入に対する予防対策 林業用機械による林内作業が多くなっていますので、これらの操作によって山火事の発生するおそれもありますので使用にあたっては特に給油場所、及び油もれなどには注意しましょう。

こうこう しかべ

## 国保被保険者証の更新

国民健康保険の被保険者証が4月1日から全道いっせいに更新されます。

被保険者証の更新とは、現在使っているクリーム色の被保険者証の使用できる期間が満了するので、これを回収して新しい被保険者証を交付することです。

世帯主の方は、次の期間中に村役場で現在使用している被保険者証を持参して必ず新しい被保険者証（藤色）と取りかえるようにしてください。また、学生や出かけなど、その人だけの被保険者証の交付を受けている場合はその

②・③の被保険者証も同じ手続きが必要ですから、更新の期間内に間に合うように送付してもらうなど、早めに準備をしておいてください。

更新の期間は

- 昭和48年4月1日から4月30日までの1ヶ月間です。

この期間内は更新しなかった場合は、昭和48年5月1日からクリーム色の被保険者証が無効となって病院などで保険の給付が受けられませんから注意してください。

## 「にせ税理士」にご注意

税理士の仕事は、税理士の登録をした人でないとできないことになっています。これは、税金は国にとって非常に重要な財源であると同時に、納税者にとっても財産に直接大きな影響を及ぼすもので税理士になる人は、税金について十分な専門的知識や経験をもち、納税者からも信頼されることが必要だからです。

ところが、税理士への需要が多いことに便乗して、税理士でない

人が、申告書の作成や税務相談などを税理士の仕事を行なっている例があります。これが「にせ税理士」で、法律に違反するばかりでなく納税者にも迷惑をかけることが多いのです。「にせ税理士」には依頼しないようにならうにしましょう。

## 犬の登録申請 を受付けます

昭和48年度の犬の登録申請を受付けますので畜犬飼育者は印鑑と手数料（更新 200円、新規の場合 300円）を持参の上、民生課窓口において下さい。

### ▷登録受付月日

更新は4月1日～4月30日 新規は4月1日以降随時

### ▷犬の飼育上の注意

- （生後91日以上）は毎年役場に登録をして下さい。登録を更新するときは4月中に終らせて下さい。
- 犬は狂犬病予防のため、春秋年2回予防注射を忘れないで下さい。
- 犬の首輪に鑑札と注射済票をつけておかないと、捕獲されたり、薬殺されたりすることがあります。
- 犬を捨てるとこの犬が野犬となって被害をあたえることがあります。
- 犬は飼主の脚のそばを歩くようにしつけるようにし、犬が人を引張っているようなしつけはまちがいです。

## 漁港の利用は正しく

- 港内に、ゴミなどを捨てない。
- 漁港施設の利用は、市町村長に利用届けを出す。
- 漁港区域で工作物の建設、土砂採取などをするとときは、知事の許可を受けること。



# 役所への苦情・相談・要望は行政相談委員へ!

▷役所に関するこどりの方は気軽にお申出ください。

松本政信  
(漁協組合)

## 耳の疾患予防

自動車の音を聞いて体をよけ交通事故からまぬがれたり、人と話をしたりすることができるのは、正常な耳をもっているからです。もし音が耳にはいらなくなったり、耳が不自由にならうなどなることでしょう。

思っただけでもゾッとするほど恐ろしいことです。

耳には二つの作用があり、一つは音を聞くことであり、もう一つは身体の平衡を保つことです。

耳の疾患にかかるないようにするためにには、ふだんから中耳炎にならないように十分気をつけることです。そのためには耳に関係がある鼻やのど、気管支の疾患にまけない体力を作ることであり、栄養や睡眠を十分に

とることが大切です。早規発見は、すべての病気にあてはまります。耳の場合も疾患の種類や原因は多くありますから、難聴、めまい、扁頭痛、耳なり、耳痛などの異常に気がついたときはひとり合点せず、専門医の診断を受けることが必要です。

三月三日の数字の三三が「ミミ」と呼べることから三月三日は耳の日とし、健康生活への足がかりとなるよう呼びかけています。

健康で明るい生活は小さな注意の上になりたちます。

「この日」を機会にお互いに耳について、さらに関心を深めたいものです。

## 郵便局だより

### ▷郵便局でもお金がかりられます

郵便局でお金を貸してくれれば、かをご利用されている方せっかくの定期貯金をおろさなくともよいのに………。このようなお客様に、安心して貯金を続けていただくために、「預金者貸付け」が生まれました。利子も安く簡単にすぐ借りられますので、お気軽にご利用下さい。

◎ご利用できる方 定額、定期、積立貯金のいづれ

### ▷7倍保障の傷害特約つき

#### ニュークローバー保険に加入を

家族全員を保険に加入させることは現代の常識となりました。とくに一家をささえ、働らきざかりのご主人は、家族のために、満が一に備えて300万円は加入しておきたいものです。

郵便局では七倍保障の簡易保険を発売し、3月と4月を特別月間として加入の推進を図っております。

○少ない保険料で大きな保障

### ▷火災のときに備えて簡易保険

#### 加入者の会の災害見舞制度をご利用下さい

簡易保険加入者の会は安い掛金で、住宅、家財など火災にあったとき、見舞金を贈る、災害見舞金制度のご利用をおすすめしております。

一年の掛金は2,600円で、火災で全焼のとき117万円の見舞金を

差し上げます。

このほか、加入者が災害死亡のときなどにも、最高6万円の見舞金を贈ります。簡易保険加入者のご利用を是非お待ちしております。

道夫さん家  
工藤小吉



## 村の人口

人口総数 4,902 { 男 2,438  
女 2,464

対前月比 0人

世帯数 1,087 1戸減

(48. 2. 28現在)